

景観計画（案）に対する市民意見の募集等の結果と 意見に対する市の考え方について

1 実施概要及び結果

(1) 意見募集（パブリックコメント）について

- ① 実施期間 平成 29 年 12 月 4 日（月）～平成 29 年 12 月 25 日（月）
- ② 閲覧方法
 - ア 都市計画課（市役所本庁舎 5 階）での閲覧
 - イ 市民情報ひろば（市役所本庁舎 1 階）での閲覧
 - ウ 各市民センター等で閲覧（市内 9 カ所）
 - エ 市ホームページでの閲覧
- ③ 意見の提出方法
住所、名前、電話番号などの連絡先を記入し、持参、郵送、ファクス、
eメールのいずれかで提出。様式は自由。
- ④ 意見件数 2 件（1 名）

(2) 意見交換会について

- ① 開催日時
 - ア 平成 29 年 12 月 9 日（土）10：00～11：30
（場所：高平ふるさと交流センター）
 - イ 平成 29 年 12 月 13 日（水）19：00～20：30
（場所：有馬富士共生センター）
 - ウ 平成 29 年 12 月 16 日（土）14：00～15：30
（場所：広野市民センター）
- ② 意見件数 11 件（3 名）

(3) 意見件数の合計

13 件（4 名）

2 意見の概要と市の考え方

(1) 意見項目と件数内訳

- 【計画(案)を修正するもの】・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
- 【提案として、計画推進の参考とするもの】・・・・ 11件
- 【その他の意見】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件

(2) 意見要約と市の考え方と対応

○意見募集 【提案として、計画推進の参考とするもの】(2件)

No	意見の内容(要約)	市の考え方と対応
① 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項		
太陽光発電施設について		
1	太陽光発電施設自体が景観を損ね、自然環境の破壊となっているため、まず、設置をしないようにすることを基準として明確に記載すべきである。	<p>景観法に基づく景観計画においては、個人所有の土地の利用にあたって、私権を制限するような施設設置の禁止行為を定めることはできません。</p> <p>したがって、計画では、良好な景観を形成するための建築物の建築や工作物の建設等における形態や意匠、色彩、高さなどについて、一定の制限や配慮する事項を定めており、太陽光発電施設につきましても、別途、設置基準等を定め運用を図ることとしておりますので、ご理解をお願いします。</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積について		
2	ドラム缶や処理基準に満たない家庭用焼却炉、ブロックを積み上げた焼却炉等での野外焼却は、法律違反であり、田園風景の景観を損なうものであるため、焼却炉の撤去について基準を追加すべきである。また、良好な田園景観の維持及び澄んだ空気は、三田市のイメージアップにも繋がるので、農業者・林業者の農作業の内、真にやむを得ないものを除き、廃棄物の野外焼却の原則禁止を明記すべきである。	<p>景観法に基づく景観計画においては、新たに設置される行為を対象として、形態意匠など一定の制限や配慮する事項を定めるものであるため、工作物等に対する撤去基準を定めることはできません。</p> <p>なお、計画では、一定規模以上の工作物の景観形成基準を定め運用を図ることとしておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、基準に満たない焼却炉での野外焼却や、農業者が行う稲わら等の焼却など一部の例外を除く廃棄物の野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されているため、本市においては、広報等における注意喚起を行うなど、同法に基づく対応を適切に行い、良好な景観の形成を推進してまいります。</p>

○意見交換会 【提案として、計画推進の参考とするもの】（9件）

No	意見の内容（要旨）	市の考え方と対応
① 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項		
太陽光発電施設について		
3	<p>自宅周辺では、50～60坪程度の土地が多く、1,000㎡を超える土地は少ない。届出対象が1,000㎡以上の基準では、あまり意味をなさないので、規制強化のため届出対象規模の引き下げを検討していただきたい。</p>	<p>太陽光発電施設を設置する場合に、特に問題となるのが景観面・安全面・近隣説明の3要素に関する内容であり、これらの要素を十分に検討した計画とすることが重要であると考えております。現在、それら課題への対応として、県下において「兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例/平成29年7月施行（以下、「県条例」という。）」が施行されておりますが、県条例では届出対象面積5,000㎡以上となっているところ、本市においては、5,000㎡未満であっても一定の規模を超えるものは、周辺の景観に影響を与えるものと判断し、対象規模を1,000㎡以上まで引き下げ、より細やかで厳しい規制での先進的な取り組みを行っているところです。このようなことから、今回の景観計画におきましても、その届出対象規模を県条例に準拠させることで、安全面の確認や近隣説明の実施等を求めることとなりますので、市民や事業者等への周知や指導など、円滑な運用が図れると考えております。したがって、現時点では、1,000㎡以上の基準として運用することが妥当であると判断しております。</p>
4	<p>住宅に近接して太陽光パネルが設置された場合、直流を交流に変換する時のパワーコンディショナーの騒音問題が生じるため、家屋の近くに設置されないように規制してほしい。</p>	<p>景観法に基づく景観計画は、建築物の建築や工作物の建設等において、形態や意匠、色彩、高さなどに対して、一定の制限を行うものであるため、施設の設置を禁止することはできませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、パワーコンディショナー等の附帯設備についても、騒音規制法及び振動規制法による規制数値基準を遵守する必要がありますので、それを超える場合は、市として適切に指導してまいります。</p>

No	意見の内容（要旨）	市の考え方と対応
建築物の敷地の外構・緑化について		
5	三田の自然環境に馴染み、維持管理など育てやすい樹種や、また、伐採した後の再利用の方法などのガイドラインについて、県立人と自然の博物館ともタイアップして検討してはどうか。	周辺景観に大きく影響を及ぼすような大規模建築物等については、個別に、学識者等から植生や生育などの観点を含めたアドバイスを受けながら緑化の助言や指導を行っているところです。ご意見のありましたガイドラインについては、北摂三田第二テクノパークにおいて、県立人と自然の博物館のアドバイスのもと、樹種リストを盛り込んだ自主的ルールを定めている事例もあることから、今後、全市的な取り組みにつながるように、県立人と自然の博物館の協力を得ながら検討を進めてまいります。
6	中高木の植栽を積極的に植えていくことは素晴らしいことだと思いますが、根っこが弱い樹種は、自然災害時は、倒木等の危険もあるので、災害への配慮も踏まえた樹種選定を指導してはどうかと思います。	上記5と同様
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積について		
7	低彩度の場合、夜間の走行時に“暗くて見づらい”こともあるので、高齢社会を迎え、街路灯を含めて照明が少ない地域では、暗く目立たないものが設置されるのは不安で気になります。	交差点部など交通安全上の配慮が必要な場所については、景観を著しく阻害しない程度において、部分的に反射テープを貼るなどの配慮を指導してまいります。
8	フェンス等で完全に遮蔽をして、中の様子がわからなくなってしまうと、敷地内において第三者による犯罪を誘発しかねないのではないかと。	届出等の際に、セキュリティ対策を講じるなど、安全管理に関する注意喚起を促してまいります。
9	田園風景を守るという観点から、景観計画において、資材置場の立地規制はできないのか。	景観法に基づく景観計画においては、個人所有の土地の利用にあたって、私権を制限するような施設設置の禁止行為を定めることはできません。 したがって、計画では、一定規模以上の資材置場について、敷地の周囲に植栽を配置したり、遮蔽柵を設置する場合は、周辺環境と調和した色彩とするなど、周辺景観に馴染むような配慮を求めていますので、ご理解をお願いします。

No	意見の内容（要旨）	市の考え方と対応
② 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針		
景観重要建造物の維持保全について		
10	茅葺屋根の葺き替えなどには、かなりの費用がかかるため、維持保全のための助成制度が必要ではないか。	ご意見のとおり茅葺民家等の維持保全は、多大なコストが生じ所有者に負担を強いることにもなるため、市では、景観重要建造物に指定した場合は、屋根の葺き替えなど、外観修繕に対する支援として助成制度を設けており、積極的に活用をしていただきたいと考えております。
③ 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項		
屋外広告物の行為制限について		
11	国道沿道地区では、整然とした印象を与えるような掲出方法を誘導されてますが、今後、自動運転が普及すれば、車のバンパーから見える視野の角度内には、広告物や掲示物があった方が、自動認識がされやすくなります。整然とさせつつも、自動認識が可能となる何らかの手法も検討願いたい。	主要幹線の通りの景観形成上、整然とした屋外広告物の設置により、乱雑さを軽減することは、都市のクオリティを高めることにも繋がると考えております。なお、頂戴したご意見は、今後の参考とさせていただきます。

○意見交換会【その他の意見】(2件)

No	意見の内容（要旨）	市の考え方と対応
市街化調整区域の土地利用について		
12	市街化調整区域に指定されているために、景観や環境を阻害するような資材置場や太陽光発電施設などが立地されているように思います。もっと土地を有効利用できるようにしてほしい。	「三田市都市計画法施行条例（平成27年10月施行）」により、指定区域では、地縁者のための住宅や地域の農業・自然・景観資源の有効活用のための必要な施設等の建築行為が可能となりました。今後も市街化調整区域における土地利用の弾力的な運用を図り、地域活力の維持向上に向けた取り組みを進めてまいります。
空き家対策（景観支障建造物）について		
13	空き家が放置されている状況が目立ちます。これらの空き家の中には、今後、倒壊につながるものや良好な景観の形成を損なうことにもなるので、対応を検討していただきたい。	現在、空き家の適正な管理を行っていくため、「空き家対策基本計画」の策定に取り組んでおります。ご意見のありました危険な状態にある建物は、景観形成上も阻害要因となることから、同基本計画において撤去を含めたルールを定めることとしております。